

ものづくり・商業・サービス補助金

新製品開発のための製造機械の購入や効率的な最新の加工機等の購入やシステム構築費用などを支援し、中小企業の生産性向上を図ります。

1 対象事業者

中小企業・小規模事業者等※（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です。）
※一定の要件を満たすNPO法人も申請対象

2 補助額、補助率

	上限額※1	補助率
一般型	1000万円	1 / 2 ※2
小規模型	500万円	小規模事業者 2 / 3 その他事業者 1 / 2 ※2
企業間データ活用型	2000万円/ 者※3	1 / 2 ※2
地域経済牽引型	1000万円/ 者	1 / 2 ※4

※1 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ
※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3
※3 連携体は10者まで（200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能）
※4 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

3 今後の予定

事務局が決まり次第、事務局ホームページ、中小企業庁ホームページに掲載予定です。

お問い合わせ先：03-3501-1816
中小企業庁経営支援部技術・経営革新課

※平成30年度補正予算案・平成31年度当初予算案において措置予定のものも含む